

機関状態監視保全検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

機関状態監視保全検査に関する事項

改正理由

機関の検査には、各機器について 5 年を超えない間隔で行われる開放検査に検査員が立ち会うことを原則とする機関継続検査(CMS)を採用することができる。また、これに代えて、船舶所有者が行う自主的な開放点検等に基づく機関計画保全検査(PMS)を採用することもでき、IACS ではその要件を統一規則 Z20 として 2001 年 5 月に採択した。当該要件は、既に本会の関連規則に取り入れられている。

なお、統一規則 Z20 には、各機器の開放点検等の間隔を管理して行う計画保全方式に加えて、各機器の運転状態を監視し、異常が認められた場合に開放点検を行う状態監視保全方式も採用することができる旨規定されていた。このうち、状態監視保全方式については、近年発達しているセンシング技術、情報処理技術、遠隔診断技術等の利用が急速に進むと見込まれることに鑑み、IACS において統一規則を改正すべく検討を進めてきた。

その結果、IACS では、既存の技術の活用及び新しい技術の導入が実施しやすくなるよう、統一規則 Z20 に規定される要件のうち、状態監視保全方式に関するものを抽出して取り纏め、統一規則 Z27 として 2018 年 7 月に採択した。なお、統一規則 Z27 において、状態監視に用いられる装置や状態監視の方法等については、各船級協会の規則に従って承認を受けることが求められている。

また、業界からの要望を受け、本会においても関連規則の見直しを行った。これに基づき、機関計画検査の対象機器全てに CMS 又は PMS のいずれか一方を一律に採用しなければならない旨の規定を、機器毎に CMS, PMS 又は状態監視保全を選択できるよう改めることとした。

このため、IACS 統一規則 Z27 を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 機関計画検査のうち状態監視保全方式に関する要件を、統一規則 Z27 を参考に整理し、機関状態監視保全検査(CBM)に関する要件としてまとめて規定した。
- (2) CMS, PMS, CBM のいずれの検査方法を採用するかは、船舶所有者が機器毎に選択できるよう改めた。

改正条項

鋼船規則 B 編 1.1.2, 1.1.3, 9 章

鋼船規則検査要領 B 編 B9, 附属書 B9.1.3-4. 1.1, 1.3, 書式 1